

石井地域づくり協議会規約

(会の名称及び構成)

第1条 本会は、石井地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、石井地域内に居住する住民及び地域関係者によって構成する。

(目的)

第2条 この協議会は、「自分たちの地域は自分たちで創り育てていく」ことを基本に、地域の持つ教育力、防災力及び福祉力などを発揮し、住民が自ら考え、自ら行う地域づくりを目的に、一生涯の健康・福祉・地域の環境整備・防災体制の確立、次世代育成による地域活性化・地域づくりのために、住民が連帯して、相互扶助の精神が生きる地域コミュニティを大切にしたい石井地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、石井地域の地域づくり評議会（以下「評議会」という。）と運営委員会で構成する。

(事務所)

第4条 協議会は、事務所を石井体育館内に置く。

2 協議会の事務局は、石井地域づくり協議会々長（以下「会長」という。）と石井地域づくりセンター長（以下「センター長」という。）が協議し選任する。

(役割及び活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- ② 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- ③ 青少年育成に関すること。
- ④ 地域住民の健康・福祉に関すること。
- ⑤ 防災・防火・防犯に関すること。
- ⑥ センター等の運営に関すること。
- ⑦ 自治会活動との連携に関すること。
- ⑧ その他協議会の目的達成に必要なこと。

(総会)

第6条 総会は、運営委員で構成し、会長が招集する。

2 総会は、運営委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 総会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。
- 4 議長は、運営委員の中から会長が指名する。
- 5 協議会の最高決議機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は運営委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催するものとする。
- 6 総会は、次の事項を協議決定する。
 - (1) 事業計画及び予算、事業報告並びに決算に関すること。
 - (2) 協議会の役員の選出に関すること。
 - (3) その他、協議会の運営に関する重要事項。

(協議会の役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

| | | | |
|------------|----|-------------|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 1名 |
| センター長 | 1名 | 評議会々長 | 1名 |
| 運営委員会委員長 | 1名 | 運営委員会副委員長 | 1名 |
| 健康福祉部々長 | 1名 | 健康福祉部副部長 | 1名 |
| 地域づくり文化部々長 | 1名 | 地域づくり文化部副部長 | 1名 |
| 広報委員会委員長 | 1名 | 広報委員会副委員長 | 1名 |
| 書記 | 1名 | | |
| 会計 | 1名 | | |
| 監事 | 2名 | | |

- 2 会長及び副会長は評議会及び運営委員会役員を兼務できるものとし、会計・書記及び監事は運営委員会役員を兼務する。
- 3 必要に応じ評議会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (3) センター長は、地域づくりセンターの管理・運営並びに協議会の調整役として事務事業を調整及び執行する。
- (4) 運営委員会委員長は、運営委員会を代表し、協議会の活動全般を統括する。
- (5) 運営委員会副委員長は、委員長を補佐し委員長に差し支えあるときは、その職務を代行する。

- (6) 部長は、部を代表し部活動全般を統括すると共に、まちづくり活動推進委員の代表として特色ある部活動の推進に努めるものとする。
- (7) 副部長は、部長を補佐し部長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (8) 広報委員長は、広報委員会を代表し協議会の広報活動全般を統括する。
- (9) 広報委員会副委員長は、委員長を補佐し委員長に差し支えあるときは、その職務を代行する。
- (10) 書記は、会議の内容を記録すると共に、センター長の補佐役としてセンター長から依頼された事務を処理する。
- (11) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を行う。
- (12) 監事は、会計監査を行い、監査結果を会長に報告するものとする。

(役員任期)

第9条 各役員任期は、2年とし再任は妨げない。ただし補欠により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議会)

第10条 評議会は、総会に次ぐ決議機関であって、石井地域の各自治会長とセンター長によって組織する。

- 2 評議会は、協議会の中核組織として重要案件を審議調整し、あらゆる地域づくり活動の推進に寄与するものとする。
- 3 評議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 4 評議会は、必要に応じ運営委員を招き活動についての協議をすることができるものとする。
- 5 評議会は、次の事項を審議すると共に、総会への提案資料を承認する。
 - (1) 事業計画及び予算、事業報告並びに決算に関すること。
 - (2) 協議会の役員及び運営委員会役員推薦に関すること。
 - (3) その他、協議会の運営に関する重要事項。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、協議会の執行機関であって、別記構成団体の構成員又は、代表者を運営委員として組織する。

- 2 運営委員会には、健康福祉部と地域づくり文化部を設けるものとする。
- 3 運営委員会に役員会を置き、次の者をもってあて、協議会の事業計画及び予算、事業報告並びに決算などの案を作成する。
 - (1) 評議会々長 1名

- (2) 運営委員会委員長 1名
- (3) 運営委員会副委員長 1名
- (4) センター長 1名
- (5) 部長 2名
- (6) 副部長 2名
- (7) 書記 1名
- (8) 会計 1名
- (9) 監事 2名

4 運営委員は、総会において承認、決定された事項に基づき、執行機関として次の事項を協議実施する。

- (1) 協議会の事業全般の活動に関すること。
- (2) その他、運営委員会の活動のために必要と認めた事項。

5 運営委員は、評議会から要請があった場合は、会議に出席し協議に加わるものとする。

6 運営委員会に、地域づくりに関するPRや意識啓発の広報活動を実施するため、広報委員会を置き、次の者をもって構成する。

- (1) 広報委員長 1名
- (2) 広報副委員長 1名
- (3) 広報委員 4名

(会議の招集)

第12条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めたときに開催する。

ただし構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

2 会議は、構成員の半数以上（委任を含め）の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、総会を除き会議の長が行う。

4 会議の議決は総会を除き、原則参加者全員の合意によるものとする。ただし、やむを得ない事情により議決する場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会議の長の決するところによる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、町からの助成金とその他の収入をもってこれにあてる。

(会計)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第15条 この規約は、総会において、出席委員の過半数の賛成により成立し、また過半数の議決により改廃することができる。

(補 則)

第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長とセンター長が協議して別に定めるものとする。

附 則

1. この規約は、平成18年5月28日から施行する。
2. この規約は、平成23年4月1日から施行する。

《別記》

運営委員会構成団体

| 団体名等 | 人員 | 団体名等 | 人員 |
|------------|----|--------------|----|
| 自治会長 | 8名 | センター長 | 1名 |
| まちづくり活動推進員 | 9名 | 農会長代表 | 2名 |
| 消防団 | 7名 | 女性防火委員 | 1名 |
| 高年クラブ | 2名 | 婦人（女性）部 | 2名 |
| 福祉連絡会 | 3名 | 環境衛生推進委員 | 1名 |
| 小学校PTA | 1名 | 中学校PTA | 1名 |
| 保護者会 | 1名 | ボランティアグループ | 3名 |
| 体育指導委員 | 1名 | (有)ゆう・あい・いしい | 1名 |

合計 44名

平成23年3月22日臨時総会確認事項

評議会役員及び運営委員会役員と協議会役員の兼職、運営委員会役員の選出は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 1. 評議会々長 | = 協議会々長を兼職 |
| 2. 評議会副会長 | = 協議会副会長及び運営委員会委員長を兼職 |
| 3. センター長 | = 協議会構成員の中から評議会が推薦 |
| 4. 運営委員会副委員長 | = 各部長の中から互選により選出 |
| 5. 健康福祉部々長 | } まちづくり活動推進員の中から互選により選出 |
| 6. 健康福祉部副部長 | |
| 7. 地域づくり文化部々長 | |
| 8. 地域づくり文化部副部長 | |
| 9. 広報委員会委員長 | = 広報委員の中から互選により選出 |
| 10. 広報委員会副委員長 | = 広報委員の中から互選により選出 |
| 11. 広報委員 | = 各部から3名を、部員の中から互選により選出 |
| 12. 書記 | = 運営委員の中から互選により選出 |
| 13. 会計 | = 評議会委員の中から互選により選出 |
| 14. 監事 | = 評議会委員の中から1名と運営委員の中から1名を互選により選出 |

以 上